

9. メディアにおける男女共同参画の推進

資料3

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1)女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等</p>	<p>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等 ○性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</p> <p>⑥性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>	<p>○ 青少年の非行問題に取組む全国強調月間(7月)及び全国青少年健全育成強調月間(11月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進(内閣府)</p> <p>○ 「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を開催し、いわゆるバーチャル社会が子どもにもたらす弊害やその対策の現状と問題点、今後の取組強化の方向性について検討し、最終報告書を取りまとめ。(警察庁 平成18年度～)</p> <p>○ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りを強化。(警察庁) (7(1)ウ④に前掲)</p> <p>○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、啓発資料の作成・配布、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～平成19年度) (7(3)エ①に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑦これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。</p>	<p>内閣府、 文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年がメディアを安全・安心に利用するための推進体制を整備するとともに、携帯電話のインターネット利用に際しての問題などの意識啓発を促す。(文部科学省 平成20年度～)(7(3)エ①に前掲) ○ 平成19年1月、中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の自立にむけて」の中で、各情報メディア業界・事業者による一層の実効性ある取組が求められる等、青少年の健全育成に資するコンテンツづくりを促進することを提言。(文部科学省) ○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、啓発資料の作成・配布、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～平成19年度)(7(3)エ①に前掲) ○ 青少年がメディアを安全・安心に利用するための推進体制を整備するとともに、携帯電話のインターネット利用に際しての問題などの意識啓発を促す。(文部科学省 平成20年度～)(7(3)エ①に前掲) ○ 子どもの携帯電話の利用実態や携帯電話に対する意識等を把握するため、全国の小6、中2、高2とその保護者及び学校を対象とした調査を実施。(文部科学省 平成20年度)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																									
	<p>○児童を対象とする性・暴力表現の根絶</p> <p>⑧児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあるが、近年はインターネットを通じて国境を越えて流通していることから、これに対処するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築に向けて取り組むなど、関係機関等との情報交換の緊密化を図るとともに、その取締りを強化し、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。</p> <p>○地域の環境浄化のための啓発活動の推進</p> <p>⑨学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を</p>	<p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>	<p>○ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りの推進及び被害児童の保護を推進。(警察庁) (7(4)ア①に前掲)</p> <table border="1" data-bbox="936 475 2036 783"> <thead> <tr> <th colspan="7">児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">件 数</th> <th colspan="3">人 員</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>1,732</td> <td>1,056</td> <td>676</td> <td>1,272</td> <td>860</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>1,914</td> <td>1,347</td> <td>567</td> <td>1,361</td> <td>984</td> <td>377</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>2,229</td> <td>1,613</td> <td>616</td> <td>1,490</td> <td>1,140</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ G8による児童ポルノ画像に関する国際データベースの開発・運用に対し財政的支援等を実施。(警察庁)</p> <p>○ 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月)及び全国青少年健全育成強調月間(11月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運情勢及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進(内閣府)</p> <p>○ 都道府県単位での「プロバイダー等連絡協議会」の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民一体となったわいせつ情報等の違法・有害情報を排除。(警察庁)</p>	児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況								件 数			人 員			計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	20年	1,732	1,056	676	1,272	860	412	19年	1,914	1,347	567	1,361	984	377	18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350
児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況																																												
	件 数			人 員																																								
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ																																						
20年	1,732	1,056	676	1,272	860	412																																						
19年	1,914	1,347	567	1,361	984	377																																						
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350																																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、啓発資料の作成・配布、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～平成19年度)(7(3)エ①に前掲) ○ 青少年がメディアを安全・安心に利用するための推進体制を整備するとともに、携帯電話のインターネット利用に際しての問題などの意識啓発を促す。(文部科学省 平成20年度～)(7(3)エ①に前掲) ○ 平成19年1月、中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の自立にむけて」の中で、各情報メディア業界・事業者による一層の実効性ある取組が求められる等、青少年の健全育成に資するコンテンツづくりを促進することを提言。(文部科学省) ○ 携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策を推進するため、平成19年2月に「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」(通達)を、平成20年3月に「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」(通達)を、平成21年2月に「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」(通達)をそれぞれ発出して、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等への参加を促進。(文部科学省、警察庁、総務省、経済産業省 平成18年度～)(7(4)イ⑤に前掲) ○ 平成20年7月、平成21年1月に、教育委員会、都道府県知事等に対し、情報モラル教育の充実や家庭や地域に対する働きかけなど、携帯電話等をめぐる問題への取組を徹底するよう依頼する通知を发出。(文部科学省) ○ 家庭教育に関する学習機会において、子どもの携帯電話やネット利用について理解や知識を深めるための講座等を実施・支援。(文部科学省 平成16年度～)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討</p> <p>○現行法令の適用による取締りの強化</p> <p>①インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、刑法第175条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。また、違法・有害コンテンツの把握のための民間団体を通じた効果的な推進方策を検討する。</p>	<p>警察庁</p>	<p>○ 都道府県警察では、インターネット上の違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールや一般のインターネット利用者からの同情報に関する通報を受理するインターネットホットラインセンターからの通報等により、これらの情報の把握・削除依頼に努めるとともに、違法情報について厳正な取締りを推進。(警察庁)(7(1)ウ④に前掲)</p> <p>○ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りの推進及び被害児童の保護を推進。(警察庁)(7(4)ア①に前掲)</p> <p>○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく不正誘引事犯禁止誘引行為等の厳正な取締りを行うとともに、被害児童の保護を推進している。(警察庁 平成15年度～)(7(4)イ①に前掲)</p> <p>・サイバー犯罪の検挙状況(わいせつ物頒布等)</p> <table border="0"> <tr><td>20年</td><td>177件</td></tr> <tr><td>19年</td><td>203件</td></tr> <tr><td>18年</td><td>192件</td></tr> </table> <p>・サイバー犯罪の検挙状況(児童買春・児童ポルノ法違反)</p> <table border="0"> <tr><td>20年</td><td>761件</td></tr> <tr><td>19年</td><td>743件</td></tr> <tr><td>18年</td><td>714件</td></tr> </table>	20年	177件	19年	203件	18年	192件	20年	761件	19年	743件	18年	714件
20年	177件														
19年	203件														
18年	192件														
20年	761件														
19年	743件														
18年	714件														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																					
	<p>○インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</p> <p>②情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。</p>	<p>総務省、 経済産業省</p>	<table border="1" data-bbox="891 323 1995 632"> <thead> <tr> <th colspan="7">児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">件数</th> <th colspan="3">人員</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>1,732</td> <td>1,056</td> <td>676</td> <td>1,272</td> <td>860</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>1,914</td> <td>1,347</td> <td>567</td> <td>1,361</td> <td>984</td> <td>377</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>2,229</td> <td>1,613</td> <td>616</td> <td>1,490</td> <td>1,140</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>出会い系サイト規正法第6条(禁止誘引)違反の検挙状況</p> <table border="1" data-bbox="1012 707 1518 987"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>367</td> <td>367</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>122</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>47</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成18年11月、平成19年12月及び平成20年4月に、総務大臣より携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの導入促進及び改善に向けた自主的取組を強化するよう要請(総務省)。</p> <p>○平成19年2月及び平成20年3月、警察庁及び文部科学省と合同で、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に対し、携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼(総務省)</p>	児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況								件数			人員			計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	20年	1,732	1,056	676	1,272	860	412	19年	1,914	1,347	567	1,361	984	377	18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350	区分	件数	人員	20年	367	367	19年	122	114	18年	47	48
児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況																																																								
	件数			人員																																																				
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ																																																		
20年	1,732	1,056	676	1,272	860	412																																																		
19年	1,914	1,347	567	1,361	984	377																																																		
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350																																																		
区分	件数	人員																																																						
20年	367	367																																																						
19年	122	114																																																						
18年	47	48																																																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報を含むインターネット上の違法有害な情報の流通に対して、「インターネット上における違法・有害情報への対応に関する研究会」を設置し、有識者、電気通信事業者、消費者代表者等の参加を得て、表現の自由、通信の秘密に配慮しつつ、プロバイダ等による自主的対応及びこれを支援する方策についての検討を進める。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。</p>	<p>総務省</p>	<p>○ フィルタリングソフトの無償提供やシンポジウムの開催等を通して、フィルタリングの普及啓発を実施。(平成17年度～)</p> <p>・民間におけるインターネット上のコンテンツに関する適切な格付け基準の策定・改定を支援。(平成17年度～)</p> <p>・パソコンへのフィルタリングソフト搭載要請等を行うことによる適切なフィルタリング提供環境の整備。(平成17年度～)</p> <p>無償配布フィルタリングソフトダウンロード数 平成8年度～16年度・・・12,230件 平成17年度・・・16,962件 平成18年度・・・27,259件 平成19年度・・・34,390件 平成20年度・・・39,739件 (経済産業省)</p> <p>○ 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催(平成17年8月～18年8月)し、18年8月に最終報告書を公表(総務省)。</p> <p>○ 最終報告書を受けて電気通信関連団体において策定された、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(平成18年11月)の適切な運用を支援(総務省)。</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>④有識者等による「総合セキュリティ対策会議」において、インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の一方策として、インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口である「ホットライン」設置に向けた検討を進める。</p>	<p>警察庁</p>	<p>○「インターネット・ホットラインセンター」の運用を開始。(警察庁 平成18年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット・ホットラインセンター」の通報受理件数 平成20年 135,126件 平成19年 84,964件 平成18年(6～12月) 29,105件